

石巻市長期優良住宅認定申請手数料一覧

1. 長期優良住宅建築計画等認定申請手数料

◇長期優良住宅の認定のみを申請する場合【表1】

①法第5条第1項から第3項までの規定に基づく計画認定申請手数料			
区 分		認定申請手数料（棟単位・円）	
建築物の用途	床面積の合計	登録住宅性能評価機関が 交付する「技術的審査の適合書」 を添付して申請する場合	建築主が本市に直接申請する場合
一戸建ての住宅	—	6,000円	45,000円
共同住宅等 ※ 〔長屋・併用住宅含む〕	S < 500㎡	12,000円	106,000円
	500㎡ < S < 1,000㎡	21,000円	170,000円
	1,000㎡ < S < 2,500㎡	31,000円	335,000円
	2,500㎡ < S < 5,000㎡	57,000円	601,000円
	5,000㎡ < S < 10,000㎡	99,000円	1,030,000円
	10,000㎡ < S < 20,000㎡	163,000円	1,910,000円
	20,000㎡ < S < 30,000㎡	200,000円	2,730,000円
	30,000㎡ < S	213,000円	3,340,000円

※共同住宅の認定は住戸単位となるため、1件当たりの認定申請手数料は、棟単位の手数を同時に申請する床面積の割合であん分した金額となります（100円未満は切り上げ）

◇長期優良住宅の認定に併せて、確認基準関係適合審査を申し出る場合

【構造計算適合判定が必要でない場合】

認定申請手数料	上記【表1】で算出した額 + 確認申請手数料の額 . . . (加算)
---------	--

【構造計算適合判定が必要な場合】

認定申請手数料	上記【表1】で算出した額 + 確認申請手数料の額 . . . (加算) + 構造計算適合性判定審査手数料×1.05 . . . (加算)
---------	--

2. 長期優良住宅建築計画等の変更認定申請手数料

◇長期優良住宅の認定のみを申請する場合【表2】

②法第8条第1項の規定に基づく計画変更認定申請手数料	
変更認定申請手数料 ※	上記【表1】の区分、中欄に掲げる当該建築物の変更に係る床面積合計の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、増加する床面積の部分）で算出した額

◇長期優良住宅の認定に併せて、確認基準関係適合審査を申し出る場合

【構造計算適合判定が必要でない場合】

認定申請手数料	上記【表2】で算出した額 + 確認申請手数料の額 . . . (加算)
---------	--

【構造計算適合判定が必要な場合】

認定申請手数料	上記【表2】で算出した額 + 確認申請手数料の額 . . . (加算) + 構造計算適合性判定審査手数料×1.05 . . . (加算)
---------	--

■次の申請に係る手数料は徴収しません

・地位の承継の承認申請（法第10条）